

栃労収基 1206 第 6 号の 2
平成 28 年 12 月 16 日

関係団体の長 殿

栃木労働局長



オルトートルイジンに係る健康診断の実施について

日頃より、労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

福井県の事業場においてオルトートルイジン等の化学物質を取り扱う作業に従事していた複数の労働者が膀胱がんを発症する事案が発生したことを踏まえ、平成 27 年 12 月 18 日付け基安発 1218 第 1 号「芳香族アミンによる健康障害の防止対策について」（以下「1218 通達」という。）により、オルトートルイジンを取り扱っている労働者等に対する膀胱がんに関する検査の実施等の健康障害防止対策の実施について関係団体等に要請し、さらに、平成 28 年 6 月 20 日付け基安発 0620 第 1 号「オルトートルイジンによる健康障害の防止対策の継続的な実施について」（以下「0620 通達」という。）により、膀胱がんに関する検査の継続的な実施等について重ねて関係団体等に要請しました。

今般、この事案等を踏まえて、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 343 号）及び特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 172 号）がそれぞれ平成 28 年 11 月 2 日、11 月 30 日に公布され、平成 29 年 1 月 1 日よりオルトートルイジンが特定化学物質に位置付けられ、事業者がオルトートルイジンに係る特殊健康診断の実施等が義務付けられることとなったところです。

これに伴い、オルトートルイジンの健康診断に関する留意点等を下記のとおり示しますので、貴団体傘下の事業場等に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 現職の労働者へのオルトートルイジンの健康診断の実施について

改正政省令の施行日（平成 29 年 1 月 1 日）以降は、①オルトートルイジン又はオルトートルイジンを重量の 1% を超えて含有する製剤その他のもの

28.12.27
511

(以下「オルトートルイジン等」という。)を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者、並びに②オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対しては、改正後の労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)に基づき、オルトートルイジンの健康診断の実施等の措置を講じる必要があること。

なお、これまで1218通達及び0620通達により膀胱がんに関する検査の項目をお示しし、これにより検査を実施いただいていたが、改正政省令の施行日以降は、改正後の特化則第39条並びに別表第3及び別表第4の規定に基づき実施することについてご留意いただきたいこと。

また、これまで都道府県労働局又は労働基準監督署から提示された様式により検査結果を提出いただいていたが、改正政省令の施行日以降に実施する健康診断の結果については、特化則第41条の規定に基づき、特化則様式第4号により所轄の労働基準監督署長に提出することについて、併せてご留意いただきたいこと。

2 退職者への膀胱がんに関する検査の受診勧奨について

オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者であって、既に退職している者に対しては、引き続き膀胱がんに関する検査の受診を勧奨することが望ましいこと。

なお、膀胱がんに関する検査の項目としては、特化則別表第3及び別表第4に規定されたものが望ましいが、これに限るものではないこと。